

CJRP Discussion Paper Series

満足感、主観的有利さ、 結果の履行、再利用の意向に対する 和解成立の効果

今在慶一郎

北海道教育大学
教育学部（函館校）

No.2
March 2021

超高齢社会における紛争経験と司法政策

Civil Justice Research Project: CJRP

満足感、主観的有利さ、結果の履行、再利用の意向に対する和解成立の効果

今在慶一朗

〔要旨〕

和解当事者は判決当事者よりも満足感が高い、もしくは満足感が高いから和解するとする見方がある一方で、両者の間に差はないとする知見や、両者の正当性評価に差はないとする知見もある。本稿では、満足感や結果の履行など裁判終了後の当事者の態度に和解成立が与える影響について検討した。満足感と主観的有利さについては、一見すると和解成立の影響が強まるようではあるが、その効果は裁判官の印象と重複するものであり、その影響力の大きさから見て、和解成立よりも裁判官の印象がより本質的な促進要因であると考えられる。結果の完全履行については、裁判官の印象よりも和解成立の方が主たる要因として機能する様子がうかがわれた。再利用の意向については、全体の説明力が弱く、顕著な影響力を持った変数を確認することができなかった。そして、和解成立の要因については、やはり裁判官の印象が主たる要因であることが確認された。

1 はじめに

平成30年度の司法統計によれば、地方裁判所における第一審通常訴訟既済事件は138,682件あり、終局の内訳をみると、判決は57,376件、和解は判決のおよそ9割にあたる51,445件であった。双方の当事者の合意に基づいて行われることを考慮すれば、和解が当事者にとって少なからず魅力を持った選択肢であると考えられる。

和解当事者は判決当事者よりも満足感が高い、もしくは満足感が高いから和解するとする見方があり、実際、和解による終局は判決による終局よりも結果の履行率を高めるという知見がある(藤本, 2006: 197-216, 垣内, 2010: 217-240)。その一方、和解と判決の間に差はないとする知見(山田, 2010: 83-95)や、両者の正当性評価に差はないとする知見(垣内, 2010: 217-240)もある。本稿では、満足感や結果の履行など裁判終了後の当事者の態度に和解成立が与える影響について検討する。

2 データ、変数、尺度について

本稿で使用するデータは、郵送調査による代理人付原告、代理人付被告、代理人無原告、代理人無被告のデータであり、これらを統合した。次に、この中から、終局が和解か判決であるものを選出した。実際の訴訟では判決後に結果の履行に関して別途和解するようなケースもあるが、本稿の分析では和解と判決を対比するために、両方に回答したものは除外した。回答者の内訳は表●-1の通りである(無回答の項目もあったため、カテゴリーで回答者数は一致しない)。

次に、分析を行う際、以下の変数を使用することとし、尺度を構成した。

裁判開始時の期待 裁判を始めるにあたって当事者が期待する事柄に関しては、判決によって終結した当事者は和解によって終結した当事者よりも「白黒はつきりさせる」「自分の権利を守る」「社会正義を実現する」「相手に非を認めさせる」「相手をこらしめる」など、様々な点について強い期待を抱いているとされる(守屋, 2010: 189-216). これは裁判に対する期待が和解選択に影響することを示唆している. そこで本稿では、裁判開始時の期待が和解成立に与える影響について検討することとした. 裁判に対して期待した事柄についてたずねた 11 項目について因子分析(主因子法によって固有値 1 以上の因子についてバリマックス回転)を行った. 表●-2 に示した結果を見ると、因子負荷量を.4 を基準とした場合、ほぼ単純構造となっており、3 つの因子が抽出され、算出された因子得点を分析に使用することとした. そして、各項目の内容と因子負荷量の関係をもとに、3 つの因子得点を、事実関係を明らかにして相手に非を認めさせようとする「正義の実現」、自己利益を得ようとする「自己利益の確保」、相手との関係修復を試みる「関係改善」と解釈した.

裁判開始時の不安 当事者が和解を選択する際には、とくに「紛争に早く決着をつけること」を考慮するといわれるが(守屋, 2010: 189-216)、背景には訴訟のコストに対する不安が関連している可能性がある. 裁判をすることに対するためらいの気持ちと経済的・時間的コストに関する分析によれば、費用の予測がつかないことがためらいと関連し、また、時間の予測がつかないことが費用の予測がつかないことを介して間接的にためらいに関連しているとされる(藤田, 2006: 106-123). したがって、経済的・時間的コストに対する不安が当事者に紛争を早期に解決することを動機づける可能性がある. そこで、裁判開始時に感じた不安についてたずねた 6 項目について同様の因子分析を行った. 表●-3 に示した結果を見ると、これについてもほぼ単純構造となっており、2 つの因子が抽出され、算出された因子得点を分析に使用することとした. 各項目の内容と因子負荷量の関係をもとに、2 つの因子得点を、時間的、経済的損失、リスクなどに対する懸念「コスト」、家族や知人に対する迷惑「人間関係」と解釈した.

裁判官の印象 裁判官の印象については和解で終結した当事者の方が判決で終結した当事者よりも「よく話を聞いてくれた」「問題とその背景をよく理解していた」「いうことがわかりやすかった」と好意的な評価をする一方で、「相手に味方しているように見えた」「見下しているようだった」「裁判の進め方は強引だった」と否定的な評価をしにくい様子が確認されていることから(垣内, 2010: 217-240)、裁判官の印象が和解選択に関連している可能性があると考えられる. そこで、裁判官の印象についても 8 項目について因子分析を試みたが、表●-4 に示したように単一の因子のみが抽出されたため、回転を行うことなく、因子得点を算出し、これを裁判官評価とした.

3 満足感に対する和解成立による効果の検討

判決は必ずしも当事者の意向とは関係なく成立する終局形態であるが、和解は双方の当事者の合意がなければ成立しないことから、それによる満足感は高くなる傾向があるようにも思われる. しかし、先に述べたように、実際には和解を経験した当事者と判決を経験した当事者の間に満足感の差は確認されないとする先行研究もある.

ここでは、「総合的に考えて、今回経験した裁判に満足していますか」という質問に対する回答を目的変数とし、和解の成立、当事者の属性、裁判開始時の期待、裁判開始時の不安、裁判官の印象を説明変数とする重回帰分析を行った。分析にあたっては、まず和解成立と満足感の関係を確認した上で（モデル1）、次に他の変数を加えて再度分析を行い（モデル2）、二つの結果を比較するという手法を使って和解成立と満足感の関係について検討を行った。表●-5のモデル1に示したように、和解成立が満足感を促進することが確認された。しかしながら、他の変数を加えて分析を行ったモデル2の結果を見ると、和解成立の効果は消失してしまっており、かわって裁判官の印象が統計的に有意であることが示された。モデル1とモデル2の調整済み決定係数を比較するとモデル2の方の値が有意に大きいことから、モデル2の方が妥当なモデルと見なせる。

モデル1で確認された和解成立の効果が裁判官の印象の効果によって消失したと考えられる本結果は、表面的には和解成立が満足感を強めるように見えるが、その効果の本質は裁判官の印象であることを示唆している。より实际的、具体的に言えば、和解が成立するようなケースでは、当事者は裁判官を好意的に評価することが多いため、一見すると和解の成立によって満足を感じているように見えることがあるとしても、その満足感は裁判官の印象に基づくものであるということである。もちろん、裁判官の印象が否定的な場合についても同様であり、裁判官に対する印象が芳しくない場合には満足感も得られにくいと同時に、和解も成立しにくいと考えられる。

4 主観的有利さに対する和解成立による効果の検討

もとより民事訴訟は、有罪・無罪が決定される刑事事件とは異なり、勝敗が明確ではなく、裁判官や弁護士のような専門家が共有する「相場」はあるにせよ、当事者にとってのそれは多分に主観的なものにならざるを得ない側面があると考えられる。

本調査では判決で終局を迎えた当事者に対して「判決の内容はあなたにとって実質的に見て勝訴でしたか、敗訴でしたか」という質問項目が、また、和解で終局を迎えた当事者に対して「和解（示談）の内容はあなたにとって実質的に見て勝訴でしたか、敗訴でしたか」という質問項目があった。本稿で分析の対象とする回答者は判決か和解のいずれかを経験した者たちであったことから、両質問項目のいずれかに対して行った回答を主観的有利さの得点とした。満足感に関するものと同様の分析を行った結果が表●-6である。満足感の分析と同じく、モデル1では和解成立が主観的有利さを促進することが示された。これは和解案が有利と思って合意した当事者は、裁判終了後も和解に合意できる程度には結果が有利であったと感じやすいことを表していると推測することもできる。しかし、満足感に関する分析と同様、モデル2と比較してモデル1の修正済み決定係数の値は低く、モデル2の方がより妥当であることが示された。そして、モデル1で確認された和解成立の効果がモデル2では消失し、代わりに裁判官の印象の効果と正義の実現に対する期待が有意とされた。

満足感の分析結果と異なり、専ら裁判官の印象のみによって主観的有利さに対する効果が確認されたわけではないため、和解成立の効果は裁判官の印象だけでなく正義の実現への期待と成分が重複している可能性もあるが、いずれにしても和解成立によって結果が有

利となったように見えることがあったとしても、それは本質的には裁判官に対する印象、正義の実現による効果と考えた方がより妥当であるとみられる。裁判官に対する印象が主観的な結果の有利さにつながるとすれば、当事者は裁判官が公正で信頼できる人物だったと感じられることにより、そのような人物が指揮した訴訟・和解の結果は不当なものであったとは考えられないと判断するようになることを示唆している。このことは、言い換えると、裁判官が不公正で信頼できないという印象を持った当事者は、やはりそのような人物のせいでは十分な権利が確保されなかったと考えやすくなることを意味している。Folger(1986: 33-55)による準拠認知理論(referent cognition theory)によれば、結果の望ましさが明確ではない状況では、結果そのものに対する評価だけではなく、その結果が導かれた過程が評価の手がかりとなって、結果に対する最終的な評価が生じると言われる。明確な勝訴、敗訴の基準がない民事訴訟の場合、手続を指揮した裁判官の印象が当事者の主観的な有利さの評価に影響するのであろう。

正義の実現への期待の効果が有意とされたことについては、訴訟の開始時から自らの正当性を信じていた者ほど、正義の実現を期待すると考えられるが、自らの正当性を強く信じられる当事者は、そもそも客観的に、あるいは法律的に見てその主張が認められやすい人々であった可能性があるのではないであろうか。このため、有利な結果を導きやすい当事者が実際に得られた結果を有利であったと感じやすかった可能性もあると考えられる。

ここで、先に示した満足感について追加分析を行う。裁判に対する満足感が実質的な勝敗の程度によって強く規定されていることは想像に難くない。しかしながら、すでに述べたように、民事裁判では勝敗が明らかになるとは限らず、調査票の中にも回答者と相手方についての権利義務の付与に関する設問も含まれていなかった。回答者の中には相対的に有利な結果を得た者も、不利な結果を得た者いたと考えられるが、全体的に見れば両者の効果は相殺されると考えられることから、影響力が大きかった裁判官の印象は、多少の変動はあるにせよ、満足感に対して安定した影響力を持っていると推測される。

そこで、以下では客観的な勝敗の程度を示すものではないが、主観的な有利さを説明変数として加えたモデルを分析することによって、勝敗の効果とそれを差し引いた上での裁判官の印象の効果について付加的な検討を試みた。表●-7に示したように、主観的有利さの係数が最も高い値を示したと同時に、裁判官の印象の係数も同程度の値を示した。満足感、主観的有利さ、裁判官の印象は全て回答者による主観的な反応であるため、これらの変数間に比較的高い値の係数が確認されることはある程度割り引いて理解する必要があるが、主観的有利さが満足感の主たる要因であるものの、その効果を考慮しても裁判官の印象には依然として影響力があり、裁判官の印象が満足感を促進することは頑健な結果であるといえる。さらに、表●-6で確認したように、主観的有利さ自体が裁判官の印象に強く規定されていたことから、裁判官の印象は直接効果としてだけでなく、裁判官のおかげで結果が有利になったという解釈をもたらす、満足感を促進するとみられる。むしろ、これは裁判官の印象が良くなければ、当事者は裁判に不満を感じやすくなることに加えて、結果が不利になったと感じやすくなり、さらに不満が強まるといった現象をもたらすことも意味している。

5 再利用の意向に対する和解成立による効果の検討

再利用意欲に関する設問「この裁判全体をふりかえて、今回と同じような問題に将来巻き込まれたら、また裁判を使用したいと思いますか」についても同様の二段階の重回帰分析を行った。●-8に示した分析の結果、モデル1の時点で和解の成立は再利用の意向に影響しないことが示唆された。裁判に対する再利用の意向であるから、和解成立だけに当事者の関心があるわけではないことは当然であるといえるかもしれない。また、裁判官の印象についてはモデル2においてその影響が有意であるとは認められたものの、満足感や主観的有利さの分析結果で見られたような強い影響は確認されなかった。しかし、その効果は統計的に有意であり、和解の成立、不成立にかかわらず、裁判官に対する印象が再利用の意向をある程度促すことは間違いない。

他方、男性であることの促進効果と65歳以上の高齢者であることの抑制効果が確認された。そして、統計的に明確な効果が確認されることはなかったが、再利用の意向に対しては正義の実現への期待が促進効果を、人間関係への懸念が抑制効果を持つ可能性が示された。不正に対する憤りが強く、労力や世間体を気にすることなく、紛争相手との対決をいとわないような人ほど、裁判を利用しようとする傾向があると推測される。

ただし、決定係数の値が低いことを考えると、本分析結果から再利用の意向の主たる促進要因を見出すのは難しい。再利用の意向は、しばしば制度に対する支持の指標と捉えられてきたが、人々が紛争そのものを抱えたいとは思わない以上、経験した裁判が納得のいくものであったからといって、そうした経験が将来裁判を「再び利用したい」と思わせることにはつながりにくいのではないだろうか。裁判所を利用するような事態に至らなければ、それに越したことはないであろう。

さらに、再利用意欲に関しても主観的有利さを説明変数に加えた分析を行ったところ、主観的有利さの効果は確認されなかった。一方で、説明変数として主観的有利さを加えたことにより、分散に重複する成分があると考えられる裁判官の印象（cf. 表●-6）の効果が低下し、有意とはみなされなかった。有意とはみなされない説明変数が多く含まれるモデルよりも少ないモデルの方が情報圧縮の観点から望ましく、また決定係数の値もほとんど変化がないため、主観的有利さを加えないモデル（表●-8）の方が妥当であると考えられる。

6 結果の完全履行に対する和解成立による効果の検討

質問紙には結果の履行に関する質問項目が含まれており、「裁判の最終結果（判決、和解（示談）など）とその履行（支払いや立ち退きなどの実行）についてうかがいます」という質問に対して「判決や和解（示談）の内容が現実に履行された／判決や和解（示談）の内容の一部が現実に履行された／判決や和解（示談）の内容はまったく履行されていない／再び話し合って裁判の結果とは別の合意となって履行された／再び話し合って裁判の結果とは別の合意となったが、その一部しか履行されていない／再び話し合って裁判の結果とは別の合意となったが、まったく履行されていない／履行されるべき内容がなかった／その他」のいずれかを選択するようになっていた。この設問では回答者と相手方それぞれについて

負った義務と得られた権利に関する内容が問われていないため、義務の履行要因を直接探ることはできないが、義務と権利の影響を押しなべて見れば、和解は当事者同士の合意に基づくものであることから、判決による解決よりも結果の履行が果たされやすいようにも思われる。ここでは、和解と判決を比較した場合の結果の履行の関連について分析を行った。

回答が間隔尺度ではないと判断し、「判決や和解(示談)の内容が現実に行われた」という回答に1を、それ以外の回答に0を与え、完全履行に関するダミーの目的変数を作成した。この目的変数は0か1のうちいずれかの値をとる連続しないカテゴリカル変数であり、満足感などの分析で使った重回帰分析は使用できないため、目的変数が2値である変数の分析が行えるロジスティック回帰分析を行った。

●-9に示したように、モデル1の結果のオムニバス検定の χ^2 の値が統計的に有意であり、モデルが目的変数の予測に役立たないとする帰無仮説を棄却することができた。その上で、和解の成立が結果の完全履行を促進することが確認された。オッズ比を表す $Exp(B)$ の値を見ると、終局が和解であった場合の方が判決であった場合よりも約5倍の確率で結果が完全に履行されると予測されている。また、モデル2の結果を見ると、 χ^2 値がモデル1よりも大きく、完全履行をよく説明することが確認され、説明変数については和解成立の効果だけでなく、自己利益の確保による促進効果とコストに対する懸念による抑制効果が確認された。本調査では権利と義務の付与について詳しい項目が設けられていないため推測の域は出ないが、自己利益の確保を強く求める当事者は与えられた権利が実現するよう強く主張したり働きかけたりするのであろうか。あるいはコストを抑制しようとする当事者は、権利の確保にさらにコストがかかることを恐れ、履行しやすい、あるいは履行されやすい内容で合意しやすいと考えられる。

他方、本結果では、裁判官の印象の効果が明確に有意とは認められず、その効果もそれほど強いものではなかった。裁判官に対する好印象は一定程度の効果をもたらす可能性はあるものの、裁判が終了してから後の行動であるためか結果の履行に対する影響は限定的なものにならざるを得ないのかもしれない。

なお、結果の完全履行についても主観的有利さの影響について追加分析を行ったが、表●-11に示したように、顕著な変化は見られなかった。自己が有利だったかどうかは結果の完全履行に影響しないとも考えられるが、同時に、本調査の設問は回答自身者が果たした義務の履行の程度を問うだけのものではなく、相手が義務を負っていた場合には相手の履行を問うことにもなる設問であったため、回答者のみの結果の有利さに対する認知の効果を確認できなかった可能性も多分にあると考えられる。

7 和解成立に対する裁判官の印象の影響の検討

これまで和解成立の効果について見てきたが、和解の成立はどのような要因によって促進、あるいは抑制されるのであろうか。満足感や主観的有利さの分析において、和解成立の効果は、主に裁判官の印象によって打ち消されたとみられることから、和解成立の変数には裁判官の印象の変数と重複する成分があると推測される。その一方で、再利用の意向や結果の履行の分析で見られたように、裁判官の印象には和解の成立とは関係ない成分が

あると考えられる。裁判官の印象が和解成立に影響を与えるとすればそれはどの程度のものであり、また、和解にはほかにどのような要因が作用するのであろうか。

和解(1)、判決(0)をダミー変数とする目的変数について、結果の完全履行の分析と同様のロジスティック回帰分析を行った。表●-12に示したように、オムニバス検定の χ^2 値が統計的に有意と見なせるほど大きくはなかった。このことは、本分析で投入した説明変数以外にも和解成立にとって重要な要因があることを示唆している。しかしながら、有意確率が10%を下回ったことから一定程度の説明力はあるとみられ、裁判官の印象による統計的に有意な効果が確認された。和解勧奨の機会などを通じて裁判官が信頼できると感じた当事者は、裁判官による提案を受け入れやすくなるのであろうか。もちろん、和解の成立には相手の合意も必要であることから、回答者単独の和解の意思を目的変数とした場合には、裁判官の印象がより強い効果を持つ可能性もあると考えられる。

また、この他に有意確率が5%を下回らなかったが65歳以上と正義の実現には和解成立を抑制する効果がある可能性も示唆された。若い当事者ほど多様な解決を受容しやすい可能性があるのであろうか。また、正義の実現を求める当事者は、やはり法律的に明快な判断が下されやすい判決を望むのかもしれない。

まとめ

本稿では、満足感、主観的有利さ、再利用の意向、結果の完全履行に対する和解成立の影響について検討したが、和解成立はこれら裁判の後の変数に対して必ずしも同様の効果を持つわけではないことが確認された。満足感と主観的有利さについては、一見すると和解成立の影響が強まるようではあるが、その効果は裁判官の印象と重複するものであり、その影響力の大きさから見て、和解成立よりも裁判官の印象がより本質的な促進要因であると考えられる。満足感や主観的有利さが裁判官の印象に強く結び付いているということは、当事者は、裁判の質やそれがもたらした結果が、専ら裁判官によってもたらされたものとみなしやすいことを示唆している。裁判官の視点からすれば、大半の事件はありふれたものであり、定められた法律と判例等の前例に基づいて事件を処理しており、特段自分自身の意思を反映させているつもりはおそらくないであろう。しかしながら、当事者の視点に立てば、自分が受けた裁判やその結果は、制度上ほぼ自動的に導かれるようなものではなく、当該裁判官によって導かれたものとして映るであろう。一般に、人間には「行為者-観察者バイアス」(e.g. Jones & Nisbett, 1972: 79-94)あるいは「基本的帰属の錯誤」(e.g. Ross, 1977)という心理的傾向があることが知られている。前者は、行為者が行為の原因を自分以外のものに、観察者は行為者に帰属させやすいという現象であり、後者は、他者の能力や性格を過度に重視する一方で状況から受ける影響を軽視しやすいという現象である。こうした傾向は、正常な人間についても生じる認知の歪みであり、裁判やその結果に対する評価が過度に裁判官の個人的資質に求められてしまっている可能性があることを示唆している。他方、強いとは言えない正義の実現の効果を除けば、裁判に対する期待や懸念はほとんど影響しない様子が示された。ワンショットサーベイでは、裁判開始から終了までの認知的変化をたどることはできないが、少なくとも、当事者が初めに裁判に対して様々な期待や懸念を持っていたとしても、そうした事柄が事後の評価にはあまり強い影響を与えない可能性があるといえる。

これに対して、結果の完全履行については、裁判官の印象よりも和解成立の方が主たる要因として機能する様子が見えてきた。このことから、一旦自ら合意した内容については、当事者は態度を維持し、一貫させやすい様子が見られる。また、裁判への期待や懸念についても自己利益の確保やコストへの懸念といった変数の効果が確認された。こうした変数の組み合わせを見ると、結果の履行に関しては、全体として当事者の合理的解決への指向性が影響を及ぼしやすいように思われる。当事者はできるだけ有利になるよう、あるいはできるだけ不利にならないよう努め、合意できる内容で合意し、速やかにその履行を図る様子が見られる。なお、本調査では、履行に関する質問が、回答者自身の義務の履行であるのか、相手方の義務の履行であるのか、さらには双方の義務の履行であったのか曖昧であったため、分析結果の解釈には慎重である必要がある。しかしながら、そのような多義的な質問であったにもかかわらず、統計的に有意な結果が示されたことは、確認された変数による効果が義務を負った当事者についても、権利を得た当事者についても、結果が履行されやすくなることを示していると解することも可能であろう。

再利用の意向については、全体の説明力が弱く、顕著な影響力を持った変数を確認することができなかった。紛争という不快な出来事を、日常的とはいえない裁判という制度で解決することは、できれば避けたい事態であろう。このため、裁判官の印象が良いことがある程度再利用を促すとしても、裁判に関わりたくないという気持ちを払しょくすることは難しいのかもしれない。そうした観点に立てば、制度評価の指標については裁判経験に対する別の角度からの質問が必要なのかもしれない。

そして、和解成立の要因については、やはり裁判官の印象が主たる要因であることが確認された。先に述べたように、その効果には広く人間に見られると言われる認知の歪みが作用している可能性もあるが、和解という自由度の大きい終局形態で解決するためには、裁判官のコミュニケーションスキルや価値観が作用する可能性も多分にあると考えられる。法律や判例に対する専門知識のみならず、紛争の実情や当事者同士の感情的な葛藤を理解し、整理し、双方が受け入れ可能な和解案を模索し、提案するといったことは、やはり裁判官個人について問われてしかるべき資質なのかもしれない。

表●－1 分析に使用した回答者の内訳

判決	178	代理人有	101	女性	133	65歳未満	241
和解	204	代理人無	281	男性	226	65歳以上	141

表● - 2 裁判への期待に関する因子分析の結果

	正義の実現	自己利益の確保	関係改善
相手に非を認めさせること	.843	.101	-.077
相手をこらしめること	.728	.061	-.237
事実関係をはっきりさせること	.690	.377	.054
社会正義を実現すること	.594	.322	.104
裁判官に話を聞いてもらうこと	.590	.126	.242
(裁判によって) 白黒をはっきりさせること	.572	.324	-.046
自分の利益を守ること	.210	.708	-.082
自分の権利を守ること	.395	.697	-.020
紛争を早く解決すること	.048	.421	.189
相手との関係を修復すること (仲直り)	-.120	.049	.755
相手と話し合いの場をもつこと	.090	.032	.684

表● - 3 裁判に対する懸念事項に関する因子分析の結果

	コスト	人間関係
裁判にかかる時間	.698	.173
裁判にかかるお金	.683	.108
裁判に勝つ見込み	.455	.135
裁判に勝っても相手方がしがたがわない可能性	.414	.223
家族や勤務先・近所の人の受けとめ方	.154	.864
裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性	.264	.709

表● - 4 裁判官の印象に関する因子分析の結果

裁判官は信頼できた	.897
裁判官は公正だった	.895
裁判官は問題とその背景をよく理解していた	.884
裁判官はよく話を聞いてくれた	.883
裁判官の裁判のすすめ方は強引だった	-.842
裁判官は相手方に味方しているように見えた	-.830
裁判官の言うことはわかりやすかった	.806
裁判官は自分を見下しているようだった	-.746

表● - 5 満足感に対する説明変数の標準偏回帰係数

	モデル1	モデル2
和解成立	.194 *	.032
65歳以上		-.073
男性		-.125 †
代理人付き		.109
被告		.014
正義の実現		-.051
自己利益の確保		.037
関係改善		.025
コストへの懸念		-.093
人間関係への懸念		-.007
裁判官の印象評価		.708 ***
調整済み決定係数/変化量	.029 *	.519 *** / .528 ***

*** p < .001, ** p < .01, * p < .05, † p < .10

表● - 6 主観的有利さに対する説明変数の標準偏回帰係数

	モデル1	モデル2
和解成立	.220 *	.122
65歳以上		-.112
男性		.002
代理人付き		-.057
被告		-.001
正義の実現		.250 **
自己利益の確保		.035
関係改善		-.127
コストへの懸念		.122
人間関係への懸念		.115
裁判官の印象評価		.622 ***
調整済み決定係数/変化量	.040 *	.437 *** / .443 ***

*** p < .001, ** p < .01, * p < .05, † p < .10

表● - 7 満足感に関する追加分析

和解成立	-.028
65歳以上	-.017
男性	-.127 *
代理人付き	.138 *
被告	.014
正義の実現	-.171 *
自己利益の確保	.019
関係改善	.089
コストへの懸念	-.153 *
人間関係への懸念	-.064
裁判官の印象評価	.408 ***
主観的有利さ	.483 ***
調整済み決定係数/変化量	.649 ***

*** p < .001, ** p < .01, * p < .05, † p < .10

表● - 8 再利用の意向に対する説明変数の標準偏回帰係数

	モデル1	モデル2
和解成立	-.093	-.103
65歳以上		-.216 *
男性		.263 **
代理人付き		-.102
被告		-.022
正義の実現		.212 †
自己利益の確保		-.117
関係改善		-.083
コストへの懸念		-.036
人間関係への懸念		-.158 †
裁判官の印象評価		.270 ***
調整済み決定係数/変化量	.000	.155 ** / .230 **

*** p < .001, ** p < .01, * p < .05, † p < .10

表●-9 再利用意欲関する追加分析

和解成立	-.119
65歳以上	-.200 *
男性	.263 **
代理人付き	-.095
被告	-.023
正義の実現	.178
自己利益の確保	-.121
関係改善	-.067
コストへの懸念	-.053
人間関係への懸念	-.172 †
裁判官の印象評価	.191
主観的有利さ	.131
調整済み決定係数/変化量	.156 **

*** p < .001, ** p < .01, * p < .05, † p < .10

表● - 10 完全履行に対する回帰係数(B) とオッズ比(Exp)

モデル 1			モデル 2	
	B	Exp (B)	B	Exp (B)
和解成立	1.659 ***	5.256	1.879 ***	6.549
65歳以上			-.430	.651
男性			-.587	.556
代理人付き			-.149	.861
被告			.606	1.833
正義の実現			.531	1.701
自己利益の確保			.876 *	2.401
関係改善			.337	1.401
コストへの懸念			-1.127 **	.324
人間関係への懸念			-.022	.978
裁判官の印象評価			.493 †	1.637
χ^2	15.853 ***		37.442 ***	

*** p < .001, ** p < .01, * p < .05, † p < .10

表●-11 完全履行に関する追加分析

	B	Exp (B)
和解成立	1.879 ***	6.633
65歳以上	-.430	.637
男性	-.586	.557
代理人付き	-.155	.856
被告	.611	1.843
正義の実現	.552	1.737
自己利益の確保	.881 *	2.413
関係改善	.331	1.392
コストへの懸念	-1.123 **	.325
人間関係への懸念	-.019	.981
裁判官の印象評価	.530	1.699
主観的有利さ	-.032	.969
χ^2	37.467 ***	

*** p < .001, ** p < .01, * p < .05, † p < .10

表● - 12 和解成立に対する回帰係数とオッズ比

	B	Exp (B)
65歳以上	-.819 †	.441
男性	-.053	.949
代理人付き	.675	1.964
被告	.395	1.485
正義の実現	-.591 †	.554
自己利益の確保	-.207	.813
関係改善	.405	1.499
コストへの懸念	.323	1.382
人間関係への懸念	.040	1.041
裁判官の印象評価	.468 *	1.597
χ^2	17.641 †	

*** p < .001, ** p < .01, * p < .05, † p < .10

〔参考文献〕

- Folger, R. (1986) "A referent cognitions theory of relative deprivation" In J. M. Olson, C. P. Herman, & M. P. Zanna (Eds.), *Relative deprivation and social comparison: The Ontario symposium (Vol. 4)*. Hillsdale, NJ: Erlbaum, pp. 33–55.
- Jones, E. E., & Nisbett, R. E. (1972) "The actor and the observer: Divergent perceptions of the causes of the behavior" In E. E. Jones, D. E. Kanouse, H. H. Kelley, R. E. Nisbett, S. Valins, & B. Weiner (Eds.), *Attribution: Perceiving the causes of behavior*. Morristown, NJ: General Learning Press, pp. 79-94.

- 藤本亮 (2006) 「事件特性から見た履行状況」 佐藤岩夫・菅原郁夫・山本和彦(編)『利用者からみた民事訴訟』日本評論社, 197-216 頁.
- 藤田政博 (2006) 「訴訟利用にともなう費用と時間」 佐藤岩夫・菅原郁夫・山本和彦(編)『利用者からみた民事訴訟』日本評論社, 106-123 頁.
- 垣内秀介 (2010) 「和解と当事者の訴訟手続評価」 ダニエル H. フット・太田勝造(編)『裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会, 217-240 頁.
- 守屋明 (2010) 「和解の成立要因としての当事者および弁護士の意識」 ダニエル H. フット・太田勝造(編)『裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会, 189-216 頁.
- Ross, L. (1977) "The intuitive psychologist and his shortcomings: Distortions in the attribution process" L. Berkowitz. (Ed.) *Advances in experimental social psychology* 10. New York: Academic Press, pp.173-220.
- 山田文 (2010) 「和解当事者と判決当事者では, 訴訟手続きの評価は異なるか」 菅原郁夫・山本和彦・佐藤岩夫(編)『利用者が求める民事訴訟の実践 民事訴訟はどのように評価されているか』日本評論社, 83-95 頁.